



大津市公報

令和元年 12 月 27 日
号外 (第 50 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
61 大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則.....	1
企業局管理規程	
8 大津市企業局事務決裁規程の一部改正.....	1

規 則

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年12月27日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市補助金等交付規則の一部を改正する規則
大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号）の一部を次のように改正する。
別表第4項の表経営体育成支援補助金の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局管理規程

大津市企業局管理規程第8号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
令和元年12月27日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

別表第1号の表1の部7の項を次のように改める。

7 電子計算機等の利用による事務処理の決定		企業総務課長 経営経理課長	経営経理課長の合議は、予算（将来の財政負担を含む。）を伴うものに限る。
-----------------------	--	------------------	-------------------------------------

別表第1号の表2の部2の項第4号中

を

に改め、同部3の項第3号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 週休日の振替等に係る勤務時間の割振り (ア) 局長相当職位 (イ) 次長相当職位 (ウ) 課長相当職位 (エ) (ア)から(ウ)までに掲げる職位以外の役付職位及び一般職員			
---	--	--	--

別表第1号の表3の部12の項第1号イ及びウを次のように改める。

- イ 1,000万円以上2,000万円未満のもの
 - (7) 新規のもの
 - (4) 継続的なもの
- ウ 100万円以上1,000万円未満のもの
 - (7) 新規のもの
 - (4) 継続的なもの

別表第1号の表5の部2の項中 「 」 を 「 」 に改め、

同部5の項を次のように改める。

- | | |
|---------------------------------|------------------|
| 5 行政財産の目的外使用の許可
(使用料の決定を含む。) | 経営経理課長
契約管財課長 |
|---------------------------------|------------------|

別表第1号の表5の部10の項第1号中「もの」の次に「のうち、新規のもの」を加え、同項第2号中「総額が」の次に「100万円以上のものうち継続的なもの及び」を加え、同項第3号を次のように改める。

- 無償又は減額による貸付けの決定
- ア 新規のもの
- イ 継続的なもの

別表第1号の表7の部4の項を次のように改める。

- | | |
|-------------------------------|--|
| 4 業務担当主管課に対する工事等の施行の委託又は受託の決定 | |
|-------------------------------|--|

別表第1号の表8の部2の項を次のように改める。

- | | |
|---|--------|
| 2 補助金若しくは貸付金の交付、貸付け若しくは支出の決定若しくは取消し又は返還命令等及び補助事業等の実績報告の受理 | 経営経理課長 |
| 1件の補助金又は貸付金の額が100万円以上のもの | |
| ア イに掲げるもの以外のもの | |
| イ 定例的又は継続的なもの | |
| 1件の補助金又は貸付金の額が100万円未満のもの | |

別表第1号の表8の部8の項を次のように改める。

- | | | |
|----------------|--------|---------------------|
| 8 その他の経費の支出の決定 | 経営経理課長 | 合議は、経営経理課長の執行通達による。 |
| 100万円以上のもの | | |
| ア イに掲げるもの以外のもの | | |
| イ 定例的又は継続的なもの | | |
| 100万円未満のもの | | |

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。